

| | | | |
|---|---------------------------------|-----|----------------------|
| 第20回 第6分科会会議録(概要) | | 場 所 | 新宿区区役所第一分庁舎 7階研修室 |
| 日 時 | 平成18年5月6日(土) 午後1時00分～午後4時00分 | 記録者 | 【学生補助員】 長屋修司、多久慶子 |
| | | 責任者 | 区事務局(荒井) |
| <p>会議出席者：35名 傍聴者2名 (区民委員：28名 学識委員：2名 区職員：5名)</p> | | | |
| <p>配付資料</p> <p>進行次第</p> <p>第18回第6分科会会議録(概要)</p> <p>新宿区民会議世話人会編集部会「第6分科会からの提案と要請」</p> <p>第2回最終提言WGまとめ</p> <p>起草原稿(案) 区民による区民のための区政に向けて～協働・参画～</p> <p>起草原稿(案) 都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～</p> <p>起草原稿(案) 自分たちのまちは自分たちでつくる～自治制度～</p> <p>起草原稿(案) 安全安心なまちをつくる</p> <p>起草原稿(案) 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)</p> <p>進行内容</p> <p>1 開会</p> <p>2 編集部会等の報告</p> <p>3 起草原稿(案)の説明及び質疑</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p> <p>会議内容</p> <p>【発言者】 : 区民委員、 : 学識委員、 : 区職員 : オブザーバー</p> <p>1. 開会</p> <p>: 第20回第6分科会会議を始めます。進行役の高野です。宜しくお願いします。まだ起草の方が全てお揃いでないので、始めに編集部会報告を土屋先生からお願いします。</p> <p>: 4月27日に行われた編集部会の報告をさせていただきます。配布資料の新宿区民会議世話人会編集部会2006年4月27日付けの「第6分科会からの提案と要請」をご覧ください。編集部会では、最終提言の全体構成をどうするかを議論してきました。</p> <p>当初、運営委員会で討議したテーマ設定案を第6分科会として持ち込んだのですが、他分科会と調整していくうちに中項目、大項目の設定を変えたほうが良いのではないかと、前回4月22日の分科会の前に運営委員の方にお集まり頂き、編集部会で</p> | | | |

どう提案していくかを議論し、決定いたしました。それを27日にこのような形で持っていったということでもあります。具体的にどう提案したのかは2ページの方に具体的な提案事項として記載があります。

まず(1)第6分科会の中項目の構成変更と大項目のテーマ案として、「外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)」を中項目にします。中項目として多文化共生の分野に関する「外国人のための生活環境整備」と「外国人の人権尊重と社会参加」という2つの中項目できたわけですが、運営委員会で話し合い「外国人と共生する豊かなまちづくり」で中間発表も臨んできましたので、より我々の提言が明確にできるのではないかとということで、これを中項目にします。「外国人と共生する豊かなまちづくりを(多文化共生)」を大項目「(仮題)暮らしを守り、いのちを育てる」に入れます。主に中テーマで外国人の人権尊重で教育、福祉、医療面での問題解決を扱っています。こちらに移項を提案しております。大項目「(仮題)区民主体の自治をつくる」を新たに設けます。これの中項目は、今日も具体的な提言項目がでてきますが、協働・参画、コミュニティ、自治制度の3つの中項目を「区民主体の自治をつくる」の元に置き、第2、3、5分科会から我々第6が引き受けた提言項目は「(仮題)区民主体の自治をつくる」にすると提案しているところです。そして、(2)第1分科会と第4分科会への要請ですが、もともと大項目「(仮題)われらの新宿」に第1と4分科会の中項目を他の関連する大項目へ移項してもらえないかと要請中です。

最終的な議論は5月14日の世話人会で行われ、そこで様子見ではないかと考えています。また、14日に各分科会の方に今日上がってきている起草原稿(案)を見て頂いて、どこに置くのがよいのかを考え、小項目の積み重ねで議論していく流れになっています。編集部会の報告は以上になります。

: ありがとうございます。今日の資料の中でこれから使いますのは、起草原稿(案)の「区民による区民のための区政に向けて～協働・参画～」、「都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～」、「自分たちのまちは自分たちでつくる～自治制度～」を使って、起草委員の方に【将来あるべき姿】と【現状と課題】をここで読んで頂きます。その後、【取り組みの方向性】に関しては、土屋先生から説明してもらいます。これは、他分科会からの要望を加味し、土屋先生が整理され、読みやすくして頂きました。言葉を全く変えたりというのではなく、項目を移動させたりということです。それでは、最初は協働・参画の委員の方からお願いします。

: 起草委員の樋口と藤原です。宜しくお願いします。あと、橋本委員がいらっしゃいますが、今日のご都合により参加されていないので、私の方からさせていただきます。先日27日に第3と5分科会の方から、第6に関わるテーマについての提案を戴きました。ただし、相手方のご都合が悪かったので話し合いにまでは至っておりませんので、戴いたものを読ませて頂き、織り交ぜました。現状と課題、将来のあるべき姿のご報告とのことですので、ご覧頂きたいと思います。長く話し合ってきた中で、「協働・参画」というのは、ある意味で自治制度の根幹でもあり、区民が区政に参画していく

ということが非常に民主主義のあり方として必要なことです。そして今、時代の流れの中で、協働という側面も備えているという風に捉えられるかと思います。当然コミュニティや自治制度を根幹に協働・参画をどうまとめていったらよいかというのを、まだまだ考える必要があると感じております。これを踏まえ【将来のあるべき姿】として、自治のあり方の基本として、「区民の区民による区民のための区政」が実現している。そこでは、多様な人々の多様なニーズを実現させるために、区民が区政の主人公となって、代表制（間接制）民主主義とともに、直接制民主主義（直接的な参画）を推進している。その中で協働の意識が深まり、行政・区民の共通理解のもとに地域コミュニティからの働きかけ、行政からの働きかけにより、区民のニーズに基づく地域の特性を生かした事業が、NPO・ボランティア団体など地域の多様な主体により、様々に展開されている。これらを協働・参画の一側面と捉えました。

では、現状と課題はどうかを以下の4点についてまとめてみました。以前にご報告した際のものとはほぼ同じです。特に「協働」という言葉が近年、どこでも使われてきていますが、それが本当に行政にとっても、区民にとっても共通の理解のものになっているのか。それに基づいて、いわゆる「協働事業」というものがなされているのか、区民側と区側の認識のズレにより不満が上がっているのは、協働・参画というものが明確になっていないということの表れだと思います。その下に新宿区の具体的施策としてあげておきました。言葉の定義の方は、土屋先生に付けて頂きました。その中の“コラボレーション”というのが、協働だと捉えてよろしいですね。裏には、協働の形態を載せてあります。起草なので、前回の皆様のご意見を集約いたしました。まず冒頭に、個人の区民参加、区民一人一人の自覚で、協働はめざましいことをお伝えしておきます。その中で、「区民の区民による区民のための区政」が実現しているのが10年後のあるべき姿です。現状につきましては、これまでも「協働・参画」をしているのですが、本当は「参画・協働」ということで、これが明確になっていないということ「現状」に挙げさせて頂きました。「協働・参画」という言葉は、十数年前からの各自治体が政策に取り入れてきた比較的に新しい言葉であり、新宿区においては中山区長が成立してから、基本構想・基本計画に則り、さまざまな事業が展開され、協働事業の推進がされてきています。一方、現状は言葉の定義・制度の定義そのものも区民に明確には捉えられておらず、少しずつ区民の側が協働というものを分かってきていますが、ごく一部に過ぎません。行政に協働・参画に対する「哲学がない」ように思えるとの声も聞かれる。そして、具体的に協働参画というものの例がありません。課題別地域会議や地区協議会というものやいろいろなものが発足しておりますが、区政から指導されて行うものや、たばこや放置自転車撤去などは区民の声から条例をつくるような施策を挙げさせて頂きました。また、先程から言われているように、言葉の整理をさせて頂きました。「共同」とは、2人以上の者が力を合わせ、同一の意識とポジションで関わること。これは資格が同じということだそうです。「協同」とは、共に心と力を合わせ、助け合って仕事をする事。「パートナーシップ」は、協力関係、

提携ということ。次のコラボレーションが、私たちの考えるいわゆる協働はこれにあたり、異業種が相互に能力を生かし、協力しあう関係をいいます。これはとても必要なことだと思います。協働の形態ということで、団体が地域コミュニティを目的として公共施設で入場料を取ってイベントを行ったり、公共性の高いイベントでは、区の共催事業や後援事業とされたり、いろいろな形が主に2パターンあります。区と区民の対等な連携として共催事業、後援事業、実行委員方式の事業、ボランティア方式の事業があります。区政の助成など補完的な連携には、補助金事業・助成金事業といった住民が主体となる公共事業に助成（責任は住民）や委託事業といった区の事業を住民に委託（責任は区側）があります。

次に、（２）です。意見を出しても、行政にきちんと捉えられているか分からない、区政の情報公開（ITの促進も含め）が不十分であり透明性に欠けるなど、区民と行政との信頼関係は確立されていないのではないかと。協働事業についても行政主体で行われているものが多いなど、行政の下請け的な仕事をさせられているとの認識が強く、協働の意味・実態が分かっているのかという手厳しい意見も現場からは出されている。また、行政計画の評価方法が不明確、つまり行政の計画にPDCAサイクルの「評価」が入っていないのでは、という疑問もある。この実態を私は把握しておりませんので、疑問とさせて頂きました。また、区議会は何をしているのか見えてこないなど、区民を代表して区政に参画しているはずの議員および議会に対する不信感が強くある。

そして、（３）行政は、どういうNPOや活動団体があるのか活動内容全体像を把握していないし、NPOや地域の活動団体も、行政にどういう関連部局があるのか全体像を理解していないなど、相互の関係性は豊かとはいえない。結果として、声が大きい団体、既存・既得権をもつ団体が、優遇される結果になっていないか、いつも同じ団体にばかり声がかかり、新しい団体が参画しにくいとの意見もありました。これにはNPO組織等の性格や活動実績を評価する仕組みがないことが一因ではないか。まずは行政組織と“協働のパートナー”としてのNPOや活動団体の役割を明確にする必要があると思います。

最後の（４）ですが、実態として各班でいろいろ意見がでてきたと思います。ボリュームの関係でかなり削ぎ落とした表現になっていることをご了承ください。まちは、住民も含む様々な人々の力によって、つくられ、運営、維持されている。まちなり方は、本来、まちの自治活動の中で定まるべきである。しかし、現状は一部有志の力に依存せざるを得ず、参画の意志があっても参加の方法が分からないのが一般的であり、この解決に向けた方策を検討する必要がある。これは、他分科会からの提案だったと思います。「地区協議会は今後、重要な地域協議体となるべきであるが、現状では地区によって水準にバラツキがある。メンバーに新しさがなく、設置の目的が浸透していない、地域センターとの関係性が考慮されていない、など多くの課題を抱えている。」と3行にまとめてありますが、現場はまだまだスタートラインに立ったばかりで、大きく協働の場にあると言われるが、多くの問題を含んでいると感じてお

ります。区民会議は、私たちが半年近く話し合ってきたものですが、果たして私たちがやってきたことが、これからの新宿区政の中でどうやって活かされていくのか、引き続き継続的に話し合う場が必要だという意見や今後、人材育成の意味でも参画した区民や団体を生かす方策が必要だという意見がありました。これは、後ほどのまちづくりの方で触れさせて頂きます。これは第3分科会からきたもので、まちづくりに含まれております。町会は、役員の高齢化、組織率の低下、一部に非民主的運営がみられる、NPOや地域活動団体との連携が不十分など、多くの課題を抱えている。

区政の実施を末端で担う、地域センター・社会福祉協議会・地区協議会・町内会などの広報活動が不活発。そして、とについては大きく議論をしてきていないかもしれませんが、意見として出てきたので付け加えました。協働支援会議の位置づけについて、協働推進に当たって「事業目的にふさわしいNPOの紹介など、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、中間支援組織の役割を果たす」とあるが、守備範囲が広すぎると思います。中間支援組織としての役割は別の組織を立ち上げるべき。あとでNGOのネットワークにつながってゆくと考えています。現在の「協働推進事業」では、助成金対象がNPO（特定非営利活動法人）に限定されている。ボランティア組織（任意団体）も、対象とする必要がある。また、団体だけでなく、意欲ある”個人”も事業補助金給付の対象になるようなシステムが必要。以上を起草委員からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

: ありがとうございます。引き続き、土屋先生から取り組みの方向性についてお願いします。

: 私からは4ページ以降の取り組みの方向性についてお話させていただきます。第3分科会の方から引き受ける部分もあり、文言や集約等の作業が煩雑なため、学識委員がお手伝いさせていただきました。小項目のくくりを大雑把に作業したもので、具体的なものは樋口委員の起草内容とほぼ同じです。

【取り組みの方向性】まず始めに「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る - 運営原則の確立ということで、（仮）「自治基本条例」を制定し、新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割を規定し、参画・協働の意味やしきみを明記する。

「自治基本条例」の制定にあたっては、参画・協働の意味を捉えなおし、本来の「民主主義・自治のあり方」を追求することが必要である。本来「自治＝民主主義」とは、政治の主役は市民、区政の主役は区民にあるということ。その原則に則り「区民の区民による区民のための区政」を実現する。この部分は1班の班別レポートそのままです。また、「参画・協働」の基本となる考え方を明確にする。「参加」とは、議会が決定、執行機関としての行政が立てた計画（企画）・事業に加わること。「参画」とは、より早い段階、計画（企画）段階から対等に参加すること。生活ニーズ・地域ニーズの多様化により、画一的行政が限界にきている一方、地方分権により、自治体の創意工夫が求められ、可能にもなっている。また、財政の逼迫、行財政改革の必要から、

区民などの力が求められている。しかも近年、NPOなど市民活動・事業が活発化しており、区民の力量はアップしている。以上の時代背景・社会状況を反映して、「参画」の一つの形態として今、「協働」が求められている。決して財政逼迫を理由にした安上がりの下請け的感覚で「協働」を考へてはならない。「協働」は「参画」の一つの形態であり、区政の主役である区民が主導することが重要である。ここは、班別レポートの協働・参画の考へ方の順序というところにあつたものです。考へ方そのものが提言だと判断し、載せておきました。また ですが、全部読んでると時間がなくなるのですが、これは5班の協働・参画をあわせ、哲学である協働を進めるにあたり大前提となるのが、地域コミュニティの確立である。

次の小項目ですが、区民提案を実現していくため「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築するというものですが、区民会議の成果である総合計画や都市マスタープランの実現を担保するために、計画推進に関するチェック組織の継続設置、定期的な評価のためのベンチマークの設定、執行状況に応じた計画の見直しと更新の仕組みづくり。これは第3分科会からのものです。区民会議の経験に基づく区民参加組織が役割・責任をもって区政の基盤を支え、予算へのチェック機能も果たしていく。しかし、私たちの区民会議は11月に終了と決まっておりますので、経験に基づくここは文言を改めさせて頂きました。

3番目の小項目ですが、参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる。これも1班の班別レポートと殆ど同じです。地区協議会の現状を調査し、見直しも含めたくうえで、地域の自治をつくり育てる要となるよう機能させる。地区協議会の構成メンバーは、町会・地域センター運営委員会などの地縁組織、NPO・ボランティア活動団体・福祉団体などの新しいネットワーク、公募など入り口を多くする。地区協議会の運営にあたっては、お互いの団体・個人を尊重しあい、民主的な組織運営を図る。また、提案にとどまらず実行することも必要である。地域が決めたことは地域が実行できるよう一定の権限を地域に持たせ、地域はその責任を持つというものです。は1班の班別意見です。は第3分科会からのもので、地区協議会は情報の開示・提供に努め、他地域との連携を図る。新宿区の分権推進を支えるため、各地区代表者による新宿区エリアマネジメント協議会を創設するというものです。次の提言は第3分科会からのもので、既存の審査会・審議会等への区民参加を拡充する。まちづくりや都市計画に関わりのある、各審議会等での議論が、地域の声、まちづくりのニーズから乖離することをさけるため、委員に区民や地域代表を参加させて欲しいというものです。

次の小項目は、1班の班別レポートからです。協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする。次に多くの班からでていました協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する。次の項目、多様な主体との協働・役割分担のは1班からの提言で、は多文化共生の関連項目をこちらにもってきました。は第3分科会からのものです。そして、最後7ページ

行政の組織体制を整備し、体質改善。意識改革を図る。以上です。

: 今の協働参画のところ、何か質問等あれば、挙手をお願いします。

: 1ページの言葉の定義で、“コラボレーション”が、私たちの考えている協働だというのは良いのですが、この4つの言葉を並べられただけでは、ちょっと分かりにくい。

: これは、広く「協働」という言葉を長い間議論されてきた、ここにいる皆様には協働がどの協働かはすぐに分かるのですが、区民の方々には協働の認識が難しいだろうと、ここは言葉が混ざらないように基本の意味合いを並べさせて頂きました。

: すみません。事務局から今日の進行確認です。本日お配りした起草の原案を週明けに編集部会へ提出し、編集部会メンバーに送付します。そして5月14日の編集部会で各分科会の提言が調整がされます。今日は、起草案を発表し、ご意見を戴き、修正できる所は修正するとします。なお、今後の修正機会は、5月14日までの1回。検討が分科会に戻ってきた調整、5月20日までの2回、最終的には6月3日の微調整、想定できるのは計3回です。14日には、第6分科会のボリュームがこのようになりましたと全体に示す形になります。

: 今の言葉の定義ですが、本来は協働・参画という言葉が何も分からないで使っていて、まず協働・参画って何ですか？ということになり、前提になるので、予め説明するということでした。これまでは、こういう使い方をしていましたということですかね。

: こういう捉え方もあるという説明なのか、4つの きょうどう を混同しないでくださいねというのが、どちらなのかがわからない。

: それを追記しようかということですね。

: 【現状と課題】のところに、「協働・参画」についての基本となる考え方の整理をする必要がある。とあるので、そのつながりなのですが。

: また定義のところ、「前条の」と明記する方が読みやすいということですね。では、他に何かありませんか？なければ、次のテーマ、コミュニティに移りたいと思います。

: 第2班鈴木です。お手元の資料をご覧ください。都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～について説明させていただきます。先程の協働・参画で、協働・参画が行われるには、まずコミュニティ形成が大前提とお話がありました。いろいろとこの起草に関する書物も読みましたが、一言で言うと大変難しいこと、前人未到のことをやるという感じです。もし、これを新宿区ができれば、何か表彰されるんじゃないかというくらい、きわめて難しい問題です。会社組織でさえ、こういうことをやろうとすると大変難しい。それを何も組織がない状態、一般住民の中でやりますので、大変難しいと思っております。それでは、ご説明させていただきます。

まず、【将来あるべき姿】(資料参照)を3行で表現しましたが、内容は大変多くのことを含んでおり、盛り沢山であります。次に【統計から見た新宿区コミュニティの現状】ですが、平成17年度区民意識調査では、約7割の区民がずっと住み続けたいと思っていて、愛着があると回答しているのが特徴です。そして、地域の愛着がなければコミュニティは生まれませんので、ここが微かな希望です。 区内の世帯数約16万世帯、

内単身世帯が約60%と圧倒的に単身世帯が多いのも特徴です。昨日の読売新聞に、国勢調査の記事がありました。不明が新宿区は20%を越えています。2000年の東京全体平均を見ると不明が約9%で、6年の間に9%が20%に増えたという、10人に一人が隣に誰が住んでいるのか分からないという状況です。このまま進んだら、10年後には10人に半分が、誰がどこに住んでいるのか分からなくなるのが予想される状況です。新住民の大多数80%以上が、集合住宅に住んでいる。先程、国勢調査の数を申しあげましたが、オートロックで調査員が中に入れない状況になっている。昭和36年世帯人数平均3.1人が平成16年では1.7人と核家族化している。つまり、これは単身世帯が増えたことを示しており、地域の活動はなかなか難しいのが現状です。

区内199町会の一般世帯加入率55%という半数が未加入です。高齢化は全国平均にある、意識調査では7割の住民が近所付き合いの必要性を感じている。これは微かな希望で、これをどう活かすかが現況です。次の新宿の取り組みです。(資料参照) コミュニティをやろうということで、建物をつくるというハード面でスタートした。

改めまして現状の認識についてです。(資料参照) 田舎は隣近所の目がうるさいので東京に行こうという人が多いみたいです。この匿名性というのは都市生活の特徴でございます。新聞情報によりますと戸山団地では月に数件孤独死があるようです。地域センターは何をやっているのかわからない。人とのつながりができている。

【課題】についてですが、視野を世界に広げというのは、社会活動の進んでいる世界に目を向け、多くを学ばないといけないのかなと思ったことと、一番大切なのは普通の区民の目線ということ。区民意識調査の結果、新宿区の実施している子育て支援を住民の7割の方が中身を全く知らないというのが、普通の区民です。ここにいる方々は意識が高く、いろいろなところで議論をされていたり、広報誌は隅々までお読みになる方々だと思いますが、多くの区民は全く違います。全く読みません。だから、あらゆることを普通の区民の目線でやらないと必ずうまくいかない。企業でも、企業にクレームを言うのは全体の5%だそうです。6割の方は、買った製品が悪かったら何もしないで次はその製品を買わない。コミュニティが存立しないと、協働も参画もなり得ない。くどいようですが、普通の区民の目線で施策することが必要であると申し上げておきます。そして 町内会はこれまで頑張ってきました。戦後新宿は闇市で、食料配布だとか様々なことをされて大変ご苦労されたと思います。町内会を責めるのではなく、大変なんだと携えていくことが必要かなと。町内会会長は、だいたい地区センターや地区協議会の会長と兼任していて時間がない。町内会どころじゃない。超高層マンションの乱立するところでは、ここが抜けている。このまま放置しておいていいのかというのが課題です。改めて抜本的な情報収集と周知活動の見直しが求められ、不断の努力で区民の理解と協力を得る姿勢が強く求められる。当時は20万都市だったかもしれないけれど、新宿都市マスタープランの住民説明会では553名の参加しかなく、30万都市にしてはあまりにも少なすぎる。単に説明儀式を経たとしか思われかねない。発行すればよいというものではない。区民の理解と協力がなければ、これではコミュニティはでき

ない。コミュニティを形成するにもインフラ的な名簿がつかれない。高齢者がどこに住んでいるのかが分からない。あとの取り組みに関しては学識から説明があります。

: 4ページ以降の取り組みと方向性については、私の方から説明させていただきます。こちらは第3分科会からの提言が少なかったため、鈴木委員の原案をもとにこちらでいくつかの観点から作りました。(資料参照)

: ありがとうございます。今のコミュニティのところで何かあれば、挙手をお願いします。

: 質問です。2ページのの説明のところで、人的要因コミュニティ(子ども、高齢者、外国人等)が成立しているとありますが、どういうことかよく分からないので、もう少しご説明をお願いします。

: ここに記載しましたのは、ロケーションの地縁コミュニティ、インテリジェンシーの知縁コミュニティの2つが並列に書いてあって、もう一つコミュニティとして人とのつながりによるもの、例えば子育て中のお母さん方、地域センターでカラオケをやっている仲間だとか、外国人だとかヒューマニティなコミュニティがあるのかなということです。

: 3ページの「重大な齟齬」というのと、5ページにある「MUST事項」という言葉があるのですが、もう少し我々に分かりやすい言葉でお願いしたいのですが。

: その辺は、最終的には学識委員の方に調整してもらいますが、要は重大な齟齬というのは、重大な支障が出始めているということです。支障というと少し弱いなという感じがしまして、齟齬以外の何者でもない。支障というのは、ある意味でトラブルですから。トラブルというのは、ある妥当な政策の下で行われていて、そこで予想されていなかったことが起こった場合のことですが、コミュニティの政策が住宅政策の中で扱われていたというのはトラブルではなく、基本が間違っているため、私は齟齬という言葉を使いました。MUST事項というのは、日本語でもいいですね。これは、必須事項という意味です。

: 土屋先生にお尋ねします。取り組みへの方向性で、平成8年に新宿都市マスタープランが策定されと始まり、3行目で、17年度の区民意識調査結果では、区民の身近なコミュニケーションの参画機関である「地区協議会」の存在を7割の区民が全く知らなかったとの事。他方5割の区民がそのような参画機関への参加意向があると云々、行政施策と区民意識の大きなミスマッチが伺えますとありますが、ここで地区協議会が区民の7割が知らなかったというのは当然のことです。なぜならば、17年10月12日に発足したばかりだからです。地区協議会が発足して、まだまだ問題提起をしている段階なので周知していないんですね。それなので、ここでこれをもってきちゃうというのは、ちょっと違うかなと思いました。もし、持ってくるならば、全てではないですが、もっと大きな問題を抱えている地区センターの内容を知らない方が多いので、そういう割り方を明確にしないと誤解が生じるかなと思いました。

: この部分は私が執筆したわけではないのですが、おっしゃる通りで、周知段階なので

行政施策と区民意識のミスマッチという書き方は改めた方がいいと思います。

: 発足して間もなく、まだ問題を提起していないので取り扱うには相応しくなく、もし使うならば地区センター等の従来の機関を持ってきたほうがいいのではないかと思います。

: ここを書いたのは私です。ご指摘は分かります。ただ、一番大事なのは地区協議会のメンバーはもう決まっています、動いているのです。そういう中で、普通の区民が何かをしたいと思ったときに、あとでは十分できない。でも、ご指摘の所は分かりました。

: 平成8年に策定され、それから続くのに地区協議会だけを取上げるのはおかしいかなと、区民と行政のミスマッチは他にも沢山ある。

: はい、ここは少し検討します。他にありますか？なければ、次の自治制度に移ります。自分たちのまちは自分たちでつくる～自治制度～ということで、前のご指摘いただいた表現や文言につきましては、訂正を網羅してあります。【将来あるべき姿】(以下、資料参照)。1、現状と課題(1)区民の意識、みなさんもお存知の通り、新宿区が100の税収をとっても、そのうちの40しか区には戻ってこない。三権分立を明確にしてもらわないと、いつまで経っても私たちのまち、活動はよくなるということですね。(2)町会や地区協議会の組織(3)行政。2、課題(1)区民意識、(2)町会や地区協議会、(3)行政です。前回と変わったところ、変わっていない所ございますが以上です。

: 私の方で4ページ以降進めさせていただきます。小項目が5項目ありますが、他分科会からの提案が多く、こちらでグルーピングしました。しかし、最後の6～7ページ2つにつきましては、まだまだ整理する必要や第3分科会との議論が少し必要かと思えます。地域安全やコミュニティからすると、まだまだ提言のレベルが低いかなとも思えます。【取り組みへの方向性】(資料参照)理念・原則の哲学的な部分は、協働・参画で打ち出すことになっていたのが重なりますが、こちらでは議会をどうしていくのかや参加の仕組み等について触れています。

: 前回の会議でも、議会の箇所「地区協議会で区民会議のような活動をすれば区議会議員はいらないという意見がある。」について、これはおかしいと申し上げたが、またここで書かれている。参加者としては反対である。現状がどうあれ、選挙で選ばれ、民主政治には必要不可欠のものです。それから議員の人数についてもあるが、私は議員は多いほうが良いと思っています。区の職員が多い、仕事が増えていることもあるが、これをチェックするための議員が多くなると、いい緊張関係ができない。イタリアでは10万に対して600人の議員。民主主義が数に反映するとは限らないが、質には反映すると思う。

: いろんな意味があって、議員の中には、いわゆる市民代表派や政治家などもいて、それの中で紛らわしいことにもなっていますが、これは削除の方向で検討します。

: ページ4の、スタンダード化というのは、どういうものをわかりませんが、それは今の公共事業団体がやっているようなことを押し付けるようなことになるのか。町

会にやらされることが増えるのか。慎重にしたほうがよい。この項目がどういうのを意図しているのかわかりにくい提案だと思います。

: この活動をしていて感じたのは、1つにコミュニティの担い手が不足していること。現状の町会活動の維持もままならない。この提言ではそれに加えて何かしようというものなのか、それとも客観的に価値判断とは別に現状からして、難しいのかなど。コミュニティの鈴木委員の原稿と照らし合わせると両立しないかなと思いました。

: 市民参加といっても、それは個人の参加もありますが、これからは団体やグループを通しての参加が顕著になることだと思います。そこで、ひとつ提案なんですけど、新宿区の例えば市民活動ガイドブックのようなものを作りまして、そこにはスポーツ、環境、サークル等の団体を載せて、その団体の活動情報や申込方法や受けられるサービスを1冊にまとめて載せる。そして、これは市民団体が作って、そこに行政が補助金をだして、本屋に有料で置く。今は、公的サービスは行政のみならず、市民団体も提供していますから、ガイドブックを通して知ることができるようになります。そして、ここに載せるもの書式をつくれれば、提供しやすいのではないかと思います。

: 町会は199で約200あります。区議は40人で一人1000万の給料をもらっています。約4億です。しかし、町会長は0円でやっています。だったら、この町会長を選挙で選んで、一人200万あげても同じことになる。町会長だったら、どういう人が選ばれるか大体分かっている。聞いたことがあるのですが、40人の区議では、3000人の職員を管理しきれない。逆に職員に頭下げてしまう。頼まないとやっていけない。次の選挙で落とされるから。だから、200人が区議と町会長をやってくれたら、どうかなあと。冗談とってください。

: 関連です。町会の機能が著しく低下しているという原因は、町会の仕事は役所が開いている9時から5時という時間帯にしか動けないということがあります。やはり、これは時間に自由のある人しか出来なくなる。これが衰退の原因にあると思います。行政も地域に開かれたものにしていくには、時間帯を広げるとか、土日に町会との連携を開くなどしていかないと、いくら活力ある町会だとか何だとかやっても、そこはひっかかる点だと思います。

: 5ページの地区協議会の強化について、誰がどのようにやるのか？提言するのはいいですが、人材リソース確保を具体的に言わないと、言ったきりになってしまう。

: 2つあります。1つは、スタンダード化された行政サービスという、スタンダード化されたは、行政サービスにかかるものですね？また、この行政サービスの委嘱というものが、町会が行うというものと自治というものと全く相反するような気がする。放置自転車とかの問題は、その地域の人が問題だと思って動くことであって、これがスタンダード化されたサービスとして各地で行われるというのは、全く違うことだと思う。私もこの1文については、反対です。あと、もう1点なのですが、まちづくりが第3分科会からの提言ということで、まちづくりということがかなり多く盛り込まれていると思いますが、ちょっとボリュームのバランス的にどうなのか。例えば、第1

分科会からはでていないのかもしれませんが、子どもの時から自治っていうものをどう教えていくのかとか、このまちづくりで言っていることと同じくらい様々なことが言えると思う。その中で、まちづくりという言葉が何度も出てくるということで、まちづくりは自治の一分野だと思うので、バランスをはかるためにも他分科会からも意見を盛込む方がよいのではないかと思いました。

: 14日の世話人会、編集部会でそういった議論がおそらく出てくるかと思います。第1分科会の方からは、ジュニアシティズンという社会参画する子どもという案がきています。また、学識としては22日に出た話ですが、第6は自治を意識して検討してきたが、他分科会はそうではないというのが現状です。起草委員でやり取りされた方は大変ご苦労されたと思います。第6分科会の学識委員なので、第6の意見が政策に反映されるように目指すというのがまず始めです。しかし、運営委員の方では区民会議として提言するので、方法等を細かく指導しなくていいのかという話がありました。今から書式を意識してやるのは大変難しいことですが、小項目、中項目と積み上げて大項目へつなげる作業を海外出張でご欠席の伊藤先生や三田先生と一緒にやっていきたいと思います。それは、今日の運営委員会を踏まえて14日の世話人会で提案していきたいと思います。大項目も検討できるのは5月いっぱいまで時間も限られていますので、大変厳しいスケジュールになると思いますが、できる限り責務を果たしていきたいと思っております。

: 1ページのところで、地域とあるところを、あとの地区協議会と兼ねて地区にしたらいいのではないかと学識のところは、地区となっているものも多いので。

: こちらは第3分科会からきたもので、第3分科会では地域と使うものが多かったことと、編集部会で一応、生の表現を使うというのが原則になっていますので、言葉のバランスは次回14日に話し合います。今は、原案という形で見ていただければよいかと思います。

: 地区の場合は、地区協議会や出張所の単位だと思いますが、地域の場合は地区と同じこともあるでしょうし、複数の地区をまたがることもあり重層的に使っていると思います。

: 提言は新宿区をはじめとするもので、新宿の次に東京都ということになると思います。1ページの や東京都特別区というのがありますが、これは後にもってくるほうがよいのではないのでしょうか。また、住民投票制度というのは話し合われるべきことだと思っていたのですが、触れられていないようなのですが、その点の話があったのか。学識は基本条例作成時の住民投票どう考えているのかを聞かせてください。関連してなんですけれども、5ページの上の方に外国住民のことが書いてありますが、ここに住民投票に外国人住民も参加すると書いてありますが、これは外国人の区政参加を言っているのだと思いますが、簡単に住民投票というのが書いてありますけれども、これでは少し乱暴かなと思いました。

: 住民投票についてですが、これは各班からそういう意見はありませんでしたので、討

議もしていません。

: 三田でございます。学識の認識としては、自治制度の枠組の話になってきているかと思いますが、第3の提言をかなり無理に入れ込んだというのがございまして、確かにバランスに欠けているというのがあります。14日までには伊藤委員がツリーを完成させて、バランスよく提言していきたいと思います。一番大切なのは、自治基本条例の問題だと思います。通常、自治基本条例というのは、まず区民は政策の一員であるという価値原則を踏まえまして、次に機構原則として区民の役割、区長の役割、区議の役割に触れていきます。そして、運営原則がついてきます。どのように運営されるかについてです。ここに住民投票や評価制度が入ってきます。そういったバランスをとった上で自治基本条例は出来上がります。

: では、10分間の休憩を入れます。再開は3時25分からです。

: 休憩後ですが、多文化共生と地域安全が残ってしまっていて、多文化共生は中間発表会と同じように入っていけるのですが、地域安全が大きく変わり、他分科会から沢山きていますので、こちらから先に時間をみて進めていくという事でよろしいでしょうか？

: それでは時間となりました。先ほど、休憩に入る時にちょっとご質問頂いたものがありました。

: 6班の山内です。先ほどの「自分たちのまちは自分たちで作る～自治制度～」の最後のところですが、税制度の問題がございまして、「まちづくりのための税制の特例づくり」ということで、それは最後の第3分科会からの提案だと思いますが、この言っている趣旨は私は分からなくもないのですが、相続税というのは国税でして、地方税ではないんです。したがって、新宿区民会議としてこれを添付するのはやや荷が重い、国に要請すべき事項になります。私もかつては若い頃、昭和50年代、ある特定地域の相続税の減免措置を当時の大蔵省に働きかけて、大蔵省に届くまで10人かかりました。これをおそらく自然環境保全のために必要な措置というふうに私は理解していますが、相続税が国税であるという点を頭に置けば、ここに入れることがいいかどうか、ちょっと問題ではないかと思います。

: 先ほど高野委員にお話したのですが、2ページの課題のことについて、学識の人からの取り組みの方針・方向性ということで、問題提起がいくつかあるのはよくわかるのですが、ここにきて第3分科会の問題提起が非常に多いです。ここで問題提起を投げかけて、私たちが「はい、そうです。」と定義化して、それが第6分科会の提案になってしまうということは、あまりにも時間がない中で急に投げかけられて「そうですか」となると、私たちが今まで論議してきたその問題をずっと削減されて、もっとみんなで言いたい事が出ていないのに、突然来て「そうですか」ってこんなところで投げかけられて私たちがそれを「そうです」っていうわけにはいかないと先程申し上げました。なので、その辺のことを具体的にきちんと説明してください。

: 編集部会の議論では、中項目以下の提言を引き取るに当たっては、各分科会の提言を

尊重するということになっております。その上で、こういう提言事項というのが第3分科会の方では議論がし尽されていて、それを引き受けて我々も一緒に提言作業をしているわけですが、あくまで提言化しているのは第3分科会であって、実際の提言を作っていくうえでの編集作業を第6分科会と一緒に引き受けているようなイメージになります。そういう意味では最終的に第6分科会として、あるいは第3分科会として提言するのではなく、区民会議として提言していくわけなので、どこが最終的にまとめようがそれは同じ事じゃないかという議論がありまして、現在は中項目以下は原則的には各分科会の自主性にお任せするという形になっています。ただ、先ほども伊藤委員のほうで、ツリーということでそれぞれの中項目、小項目等の柱立てを提示していくという話が三田先生からもありましたけども、そういうのをきちんと提示して、これは小項目ないし中項目として相応しくないんじゃないかという議論をもう一度第6分科会の方でして、今度の世話人会で改めて仕掛けていこうということで世話人会の開催を事務局の方に請求しました。基本的に第6分科会も一つの意見だし、第3分科会も一つの意見であるということで、実際の編集部会での意見のやりとりというのなかなか大変なのですが、我々としてはきちんと筋を通してあるべき提言の構成案というものを示していこうというスタンスで14日の方に臨むつもりです。

:少し補足をさせていただきます。今、どういう状況なのか、結局、今お話があった世話人会の下に編集部会があって、編集部会の方で実務的なすり合わせをしているのですが、世話人会のほうで柱が決まっていないという状況です。むしろ、中項目・小項目を寄せ集める中で、いわゆる帰納法と言いますが、現場の一つずつの細かい柱から束ねていく作業を今している状況です。その中で、たまたま第3分科会の第6分科会に対する呼びかけがあったので、くくりこんで非常にバランスにかけた図式になっていると思います。今後どうするかですが、我々としては5月14日の世話人会のレベルできちんと第6分科会が今までやってきた6本柱をきちんと提示して、第6分科会発の最終報告の構成を枠組みとして提案していきたいと思います。では、第6分科会の中での合意形成をどうするかですが、非常にタイトです。前に書いてありますが5月13日しかないです。ここで、これから新しく諮られていくと思うのですが、第6分科会をもう一度ちょうど一週間後に開催して頂いて、伊藤委員がスウェーデンに調査に行っていて8日帰ってくるという調整もあるので、8日から13日の中で第6分科会のツリーをきちんと提示してもらって、学識の中で現在まで考えて頂いた起草委員の原案とのすり合わせを行い、一週間後のこの場において、第6分科会としてはこういう形で14日の世話人会・編集部会で提案をしていきたいという提案を仕上げるという非常に限られた時間の中での作業になります。したがって、非常にバランスの欠けた第3分科会のものを一部取り入れてしまっていて、分類でも大・中・小の項目が平板的に入り組んで記述されている問題があります。そういった弊害を全部整理した上で、一週間後に皆様方のところに起草委員の原案と学識のツリーとを調整した結果としての第6分科会発の翌日の世話人会への提言を皆様にお見せして、最後の意見を伺う場

にせざるを得ないという時間的な競争になります。それで我々の合意が仮に出来たとして、出来たものに対して世話人会でどういう意見が出るのか、どういう調整が図られるのか、かなり厳しいターニングポイントが5月14日になると思います。こういう手続きを踏んで、先ほどご指摘のあった非常にアンバランスな状態を是正していく。13日はぜひ委員の方にお集まり頂いて、そこでは皆さんの意見を伺って調整は可能ですので、その調整作業を図って頂くということになります。これは全体で規定された流れの中で動いていきますので、我々も最大限努力して動こうと思っています。以上が手続き的な説明になります。

: 一応、今日の予定は時間4時を目途とし、地域安全の部分だけ説明させて頂いて、次回は、多文化共生と三田先生からご提案があったツリーの体系図に関してを重点的に併せてやっていくという事にしたいのですが、どうでしょうか？来週13日、またこの会場で1時から始めたいと思いますので宜しくお願いします。

では、一応、今日は地域安全の方だけは、どうしてもまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

: 「安全安心なまちをつくる」という中項目を頂きましたが、地域安全というふうに起草委員では作りました。先ほども言われましたように4月27日に編集委員会があり、第三分科会の方では「街づくり・防災・景観」を班に分かれて検討され、私たちと同じように喧々諤々たくさんの意見を出された書類があります。その部分を「安全安心なまちをつくる」という所に盛り込んで、最終提案をしてくださいと第3の起草委員の方から言われまして作りました。たぶん不具合なところも沢山あると思いますが、出来るだけ第6分科会の意見と、それから第3分科会が一応、防災ということで、一年間努力された事をまとめてあるを加味しながら最終提案になるように努めてみました。肝心なところだけ、時間がないので説明します。

「安全安心なまちをつくる」【将来のあるべき姿】読み上げ

【現状と課題】「新宿区は、歴史と伝統と活力を備えたまちであり、新宿区に住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを維持・向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いで新宿区に住み、働き、集い、憩うすべての人々の責務である。」

次の行の2番目のところあたりに少しだけ変わったところが入ります。「新宿区的生活環境は、これまでの経済成長による東京への人口集中の影響を受け、地域住民の連携連帯の意識の薄れ、繁華街で多発する犯罪や住宅地域での空き巣等の犯罪拡大など急激で大きな変化と歪みをもたらした。」というこの2行がちょっと入ります。

「また、近年の地球温暖化の影響等による首都圏の集中豪雨被害や、想定される首都圏直下型地震の発生など、私たちの生命や財産には甚大な被害が懸念されている。」というところのこの2行が入りました。それで後はずっとつながりまして、

さらに、想像をはるかに超えた惨事が多発する世相において、区民にとって“安全で安心な住み良い地域社会”の実現のためには、自然災害や事故・犯罪事件など突発

的事態に際しても円滑かつ迅速・的確な措置がとれる危機管理能力の強化と、被害を最小限に抑える「減災社会の実現」が区政の最重要課題であり、かつ区民の期待が大きいものである。」も入れました。ここら辺りとしては向こうの防災についてのすごい勉強と蓄積を盛り込んで、【現状と課題】の言葉の中に入れ込む事にしました。

次に現状ですが、ここの方にも防災対策について、私達の意見も入れましたし、向こうの意見も入れながら、だいたいは私達の意見を重視しながら(3)(4)(5)(6)と続けて書いてあるつもりで載せています。そう違いはないと思います。

「2課題」ですが、(1)行政のところで、ここも前に提案しました起草委員の意見と殆ど違いませんが、一行一番下の「警察・消防・区の連携のあり方が課題である」ということを織りなして、私達の意見と同じだなと入れました。(2)担い手についても第6分科会の意見を生かしています。次のページ(3)防災ですが、この

のことにつきましては、非常に詳しく向こうは色んなところを研究していて、膨大な資料がありましたので、全て入れさせて頂きました。このことについて問題があるなと思われたらご意見頂ければと思います。防災について、私たちがあまり及んでいなかったことについてかなり詳しく、いろんなことを研究しながら書いてくださっていたのをそのまま入れました。それから(4)防犯につきましても、ほとんど私たちが提案しようと思っていたことを提案しております。(3)防災のところを読ませて頂きます。(読み上げ)少しだけしかこれは第6分科会の話が入っていないで、ほとんど取り入れました。提供されました第3分科会の方が自分達の長い蓄積を組み込んでくださいということ、くれぐれも言われましたので、対応的にはそう努めました。次にページ5の【取り組みの方向性】災害に強いまちづくり(防災ハード面)(1)災害からまちと、くらしと、いのちを守る(2)備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の充実。防災体制づくり(防災ソフト面)というところで書き込んでおまして、これはソフトの面ですので、かなり私達の意見を取り入れております。災害時には、区と区民の協働で、救護救援体制が整い、災害時要支援者に対して人間尊重の配慮がされるということでございます。6ページ(2)備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の充実ということです。(3)防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援。そして「犯罪を許さない安全・安心なまちづくり(防犯ハード面)」ということで、ここもかなり私達の意見を取り入れております。次の小項目「犯罪のないまちづくり(防犯ソフト面)」ということです。これもほとんど前の起草のときと変わらないと思います。最後に「地域に安全安心なまちをつくる(都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み)」ということを書いております。以上です。ただ、第3分科会から申し出があったことについてできるだけ取り入れたことが対応的に良かったかは、わかりませんが、皆さんで検討して頂きたいと思います。

: ページ4の上から4行目ですが、売春婦という言葉になっていますが、言葉を変えてメモは出したのですが、少なくとも買春とお書きいただきたいと思います。売る女

だけではないのです。

: 他にございますか？

: すいません、一応、今日4つ起草案を見て頂いたのですが、今簡単に修正できない、皆様のご指摘受けて内容を検討するといったものについては、起草委員、運営委員、学識委員に、いろいろ悩んで頂いて、とりあえず「てにをは」を直したものを編集部に提出させていただきます。タイミングは、先ほど申し上げたとおり14日編集部会の方針として、全体のバランスとか提言内容という感じで進める予定です。それを受け、皆様の意見を含めて直していくというスケジュールになっていくと思います。とりあえず、今日はいきなりこれだけのボリュームをずっと通してやりましたので、一回お時間とって自分でゆっくりお読み頂き、13日もしくは20日の段階でご意見を提出して頂くという具合がよろしいと思います。今日はこういう形でとりあえず終わらせて頂きたいと思います。

: 今、20日に意見を提出となったんですが、20日に集まってここで個別に言う効率が悪いですので、事前に意見がある人は紙なりFAX、あるいはメールでもいいので送られたらいかがですか。今のこの内容も相当コメントが多い人もいますが、これをやると時間がなくなってしまう。

: では、13日まででよろしいですか？来週一週間しかないですけども、13日に今までやった4つを、多文化共生については次回発表を予定しておりますが、一応通して読んで頂きまして、ご意見のあるものについては、事務局の方に電話、FAX、メール、何かしらの方法でお伝え頂きまして、事務局で取りまとめて13日の会議にどういった意見があったか、またみなさんにフィードバックするという形が効率的だと思いますので、そういう形でよろしいでしょうか？とりあえずご意見があったら13日までに事務局に、事務局から起草委員にお渡しします。

なお、13日は急遽で申し訳ないんですが、先ほどのリーダーからのご意向もありますので、第21回の分科会を急遽開かせて頂きます。内容としまして、編集部に要請します提言の柱立てと提言内容についての第6分科会の方針をどうするかということをもう一度みなさんで確認して、第6分科会としてはこういう提案になるんだという形をお伝えするための確認をすることと、多文化共生についての報告にお時間取らせて頂きます。終わってから運営委員会がありますので、運営委員会の方大変ですが、またお付き合をいただくということで。とりあえず13日ということでもよろしいでしょうか？特に異論がなければ確定させていただきますが。

: 今日はどうも長時間ありがとうございました。引き続き、16時15分から運営委員会を開かせて頂きます。本日はどうもありがとうございました。

< 次回日程 >

- ・ 5月13日(土) 13時～16時 新宿区役所第一分庁舎 7階 研修室
- ・ 5月20日(土) 13時～16時 新宿区役所第一分庁舎 7階 研修室